

■軽自動車税環境性能割税率表

令和6年1月1日から令和7年3月31日まで適用

注) トン数はすべて車両総重量である

対象条件		税率	番号 (申告書に記載)	
平成30年排出ガス基準 50%低減	かつ R12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成 ガソリン車 (乗用車)	(非課税)	01	
又は平成17年排出ガス 基準75%低減 (★★★★)	かつ R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成 ガソリン車 (乗用車)	自家用 (1/100) 営業用 (0.5/100)	02	
	かつ R12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成 ガソリン車 (乗用車)	自家用 (2/100) 営業用 (1/100)	03	
01~03に該当しないガソリン車 (乗用車)		自家用 (2/100) 営業用 (2/100)	04	
平成30年排出ガス基準 50%低減	かつ R4年度燃費基準105%達成 ガソリン車 (2.5t以下トラック)	(非課税)	05	
	又は平成17年排出ガス 基準75%低減	かつ R4年度燃費基準達成 ガソリン車 (2.5t以下トラック)	自家用 (1/100) 営業用 (0.5/100)	06
	(★★★★)	かつ R4年度燃費基準95%達成 ガソリン車 (2.5t以下トラック)	自家用 (2/100) 営業用 (1/100)	07
05~07に該当しないもの (2.5t以下トラック)		自家用 (2/100) 営業用 (2/100)	08	
電気軽自動車、天然ガス軽自動車 (H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減)		(非課税)	09	
01~09に該当しないもの		自家用 (2/100) 営業用 (2/100)	10	